

## 奈良県公安委員会告示第187号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、令和4年10月19日をもって、次のとおり運転免許取得者等検査の認定をしたので、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき公示する。

令和4年11月11日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

認定をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の方法の名称
名称：ジレン株式会社 住所：大和高田市大字大谷560番地120 代表者：竹村郡徳	高田自動車練習所	橿原市土橋町283番地オークパレスB棟102	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号に掲げる方法	認定認知機能検査